

平成27年3月10日

平成27年登米市議会定例会
2月定期議会 議案

(その3)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
発議第 1 号	登米市議会基本条例の一部を改正する条例について	1
発議第 2 号	登米市議会委員会条例の一部を改正する条例について	3
発議第 3 号	登米市議会会議規則の一部を改正する規則について	5
発議第 4 号	庁舎建設に関する調査特別委員会の設置に関する決議	7
	常任委員会の調査報告	別冊

発議第1号

登米市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年3月10日

登米市議会議長 田口久義 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 沼倉利光

(別紙)

登米市議会基本条例の一部を改正する条例

登米市議会基本条例（平成 23 年登米市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「計画等」を「事件」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(4) 原子力発電施設に係る市及び市民の安全に関する協定等の締結

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提出の理由)

原子力災害等から市及び市民の安全を確保するために締結する重要な協定等を地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議決事件とするため、条例改正案を提出するもの。

発議第 2 号

登米市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 10 日

登米市議会議長 田 口 久 義 殿

提出者 議会運営委員会
委員長 沼 倉 利 光

(別紙)

登米市議会委員会条例の一部を改正する条例

登米市議会委員会条例（平成 17 年登米市条例第 226 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 水道事業所の所管に関する事項

第 2 条第 2 項第 3 号エを削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 5 月 14 日から施行する。

(提出の理由)

常任委員会における所管事務を見直し、水道事業所の所管に関する事項を産業建設常任委員会から総務企画常任委員会へ移管することとしたため、条例改正案を提出するもの。

発議第3号

登米市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成27年3月10日

登米市議会議長 田口久義 殿

提出者 議会運営委員会

委員長 沼倉利光

(別紙)

登米市議会会議規則の一部を改正する規則

登米市議会会議規則（平成 17 年登米市議会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「7 日以内」を「20 日以内」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 3 月 16 日から施行する。

(提出の理由)

第 7 条第 3 項と第 6 条第 3 項の規定に不都合が生じているため、開会の請求があった日から特別議会を開く日数を「7 日以内」から「20 日以内」に改める規則改正案を提出するもの。

発議第 4 号

庁舎建設に関する調査特別委員会の設置に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出します。

平成 27 年 3 月 10 日

登米市議会議長 田 口 久 義 殿

提出者 議会運営委員会

委員長 沼 倉 利 光

(別紙)

庁舎建設に関する調査特別委員会の設置に関する決議

次のとおり、庁舎建設に関する調査特別委員会を設置するものとする。

- 1 名 称 庁舎建設に関する調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 109 条第 4 項及び委員会条例第 6 条
- 3 目 的 新庁舎の建設の是非も含め、庁舎建設に関する調査を行う。
- 4 委員の定数 議長を除く全議員
- 5 調査期間 調査が終了するまでとし、閉会中も継続調査を行う。